

門真市国民健康保険事業特別会計収支改善計画
(第1次改訂版)

平成23年7月
門 真 市

<目次>

第1	門真市国民健康保険事業特別会計収支改善計画の第1次改訂版について	1
1	改定理由	1
2	改定項目	2
3	計画期間	3
4	計画の推進	3
第2	国民健康保険事業の現状と今後の推移について	4
1	被保険者数の推移	4
2	歳入の確保について	5
(1)	収納率（現年分）の推移	5
ア	滞納者に対する対応等	6
イ	自主納付の推進	6
ウ	滞納処分の必要性	6
エ	啓発事業	7
オ	その他	7
3	歳出の抑制について	8
(1)	医療費の推移	8
ア	「レセプト点検」の更なる充実	8
イ	医療費分析	9
ウ	後発医薬品（ジェネリック医薬品）	9
エ	柔整費の適正受診に係る啓発	9
(2)	特定健診・特定保健指導の推進	10
ア	平成20年度実績値	10
イ	門真市特定健診等実施計画により目標値	10
第3	改善後の収支見込みについて	12

第1 門真市国民健康保険事業特別会計収支改善計画の第1次改訂版について

多額の累積赤字を抱える国民健康保険事業特別会計の収支改善を強力に推進するため、平成20年3月に『門真市国民健康保険事業特別会計収支改善計画』（以下「収支改善計画」という。）を策定し、国保会計の健全化に向け取り組んできましたが、今回、下記の理由により計画の見直しを行い『門真市国民健康保険事業特別会計収支改善計画・第1次改訂版』を策定します。

1 改定理由

収支改善計画では、平成20年度から平成26年度までの計画を策定しましたが、本年度が計画期間の中間年度であること及び下記の要因により見直しを行うものです。（各表における平成19～21年度は決算数値、平成22年度は決算見込み数値）

- (1) 平成20年度からの「後期高齢者医療制度」の創設により、全国的に収納率が2%以上の下落となる大きな影響を受け、「収支改善計画」に掲げている目標収納率と大幅な乖離が生じたこと。

単位：%

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
計 画	79.50	81.00	82.50	84.00
実 績	79.06	80.05	81.39	83.48
計画との差	▲0.44	▲0.95	▲1.11	▲0.52

- (2) 平成20年度より「門真市財政健全化計画」に基づき、一般会計からの保険事業特別対策繰入金（条例減免分及び赤字解消分）を繰り入れたことにより当初計画と乖離が生じたこと。

単位：百万円

		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
計 画	条例減免分	300	300	300	300
	赤字解消分	0	0	0	0
実 績	条例減免分	300	300	452	322
	赤字解消分	676	485	328	298
計 画 と の 差		676	485	480	320

- (3) 平成20年度より「収支改善計画」に基づき、国保財政の健全化事業を強力に推進したこと及び計画を超える一般会計から保険事業特別対策繰入金(赤字解消分)の繰入が行なわれたことにより、各計画年度の収支が大幅に改善した結果、実質収支(累積赤字)に乖離が生じたこと。

単位：百万円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
計 画	▲7,042	▲7,454	▲7,798	▲8,000
実 績	▲5,854	▲5,765	▲5,644	▲4,751
計画との差	1,188	1,689	2,154	3,249

- (4) 上位計画として位置する「門真市財政健全化計画」が「門真市財政健全化計画・中期財政見通し」に見直され、計画期間が平成23年度から平成28年度の6年間に見直されたことに伴い、本計画期間も変更を行うこと。

2 改定項目

- ・被保険者数の推移
- ・収納率(現年分)の推移
- ・医療費の推移
- ・特定健診・特定保健指導の推進
- ・収支見込み及び累積赤字の推移

3 計画期間

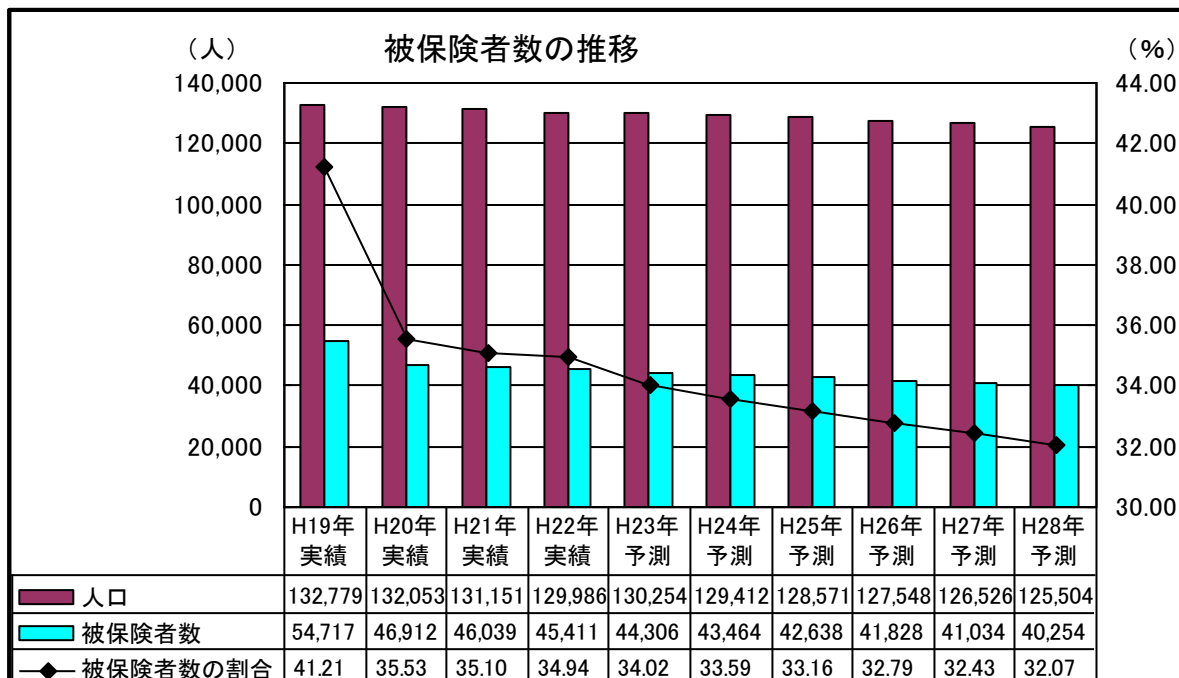
平成23年度から平成28年度までの6年間

4 計画の推進

本計画は、収支改善に向けた取組みについて不断の見直しを行い、門真市国民健康保険事業特別対策本部において厳正な進行管理を行います。

第2 国民健康保険事業の現状と今後の推移について

1 被保険者数の推移



(現 状)

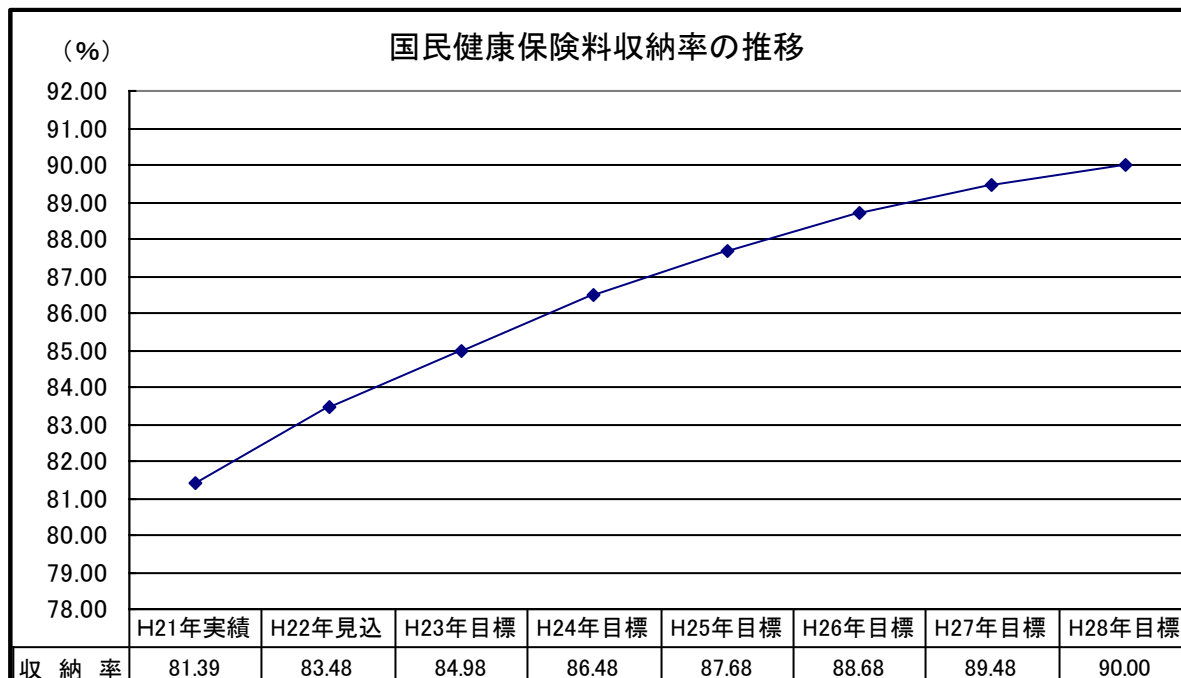
被保険者数は、人口減等の影響により年々減少傾向にあり、その中でも平成20年度は、「後期高齢者医療制度」が創設されたことにより著しく減少しています。また、本市の特徴ともいえる人口に占める被保険者数の割合は、平成22年度で34.94%であり、大阪府内でも最高水準の加入率となっています。

(今 後)

今後につきましても、現状のとおり推移することが予測され、被保険者数の減少傾向は続き、また、人口に占める被保険者数の割合は30%を超える割合で推移するものと見込んでいます。

2 歳入の確保について

(1) 収納率（現年分）の推移



(現 状)

平成21年度は、目標収納率の82.5%の達成に向けて総力をあげて取り組みましたが、最終的には対前年度比1.34%増の81.39%の収納率となっています。その要因としましては、「後期高齢者医療制度」の創設及び長引く不景気などにより、全国的に収納率が2%以上下落する影響が出ていることがあげられます。

このような状況の中、大阪府内では約7割の市町村において前年度より収納率が下落していますが、本市についてはコンビニ収納の開始やコールセンター「門真ももし案内センター」の設置などの収納努力を進めたことにより収納率を向上させています。また、過去5年間での収納率の伸び率につきましても5.56%と、2位である阪南市の伸び率の1.98%を大きく上回っています。

平成22年度は、従前から行っている収納対策に加え新たな収納対策として、有効期限6ヶ月の短期被保険者証を導入し、従前の3ヶ月の短期被保険者証と使い分けることで滞納者の納付意識の向上を図り、平成22年度の見込みにつきましても83.48%と収納率を伸ばしています。

(今 後)

今後の収納率につきましては、大阪府が平成22年12月に策定した「大阪府国民健康保険広域化等支援方針」において、平成24年度の目標収納率を全国平均である88.35%をめざすこととしていますが、大阪府平均収納率である85.49%を大きく下回っている本市は、本計画最終年度の平成28年度・目標収納率を従来どおりの90.00%として設定し、その目標収納率の達成に向け努力・邁進していきます。また、これまで効果実績を上げている滞納者対策への取り組みについては、さらなる推進の強化に努めます。

ア 滞納者に対する対応等

(ア) コールセンター「門真もしもし案内センター」の活用充実

(イ) 「滞納整理支援システム」の活用推進

(ウ) 「短期被保険者証」及び「資格証明書」の交付による納付指導の強化

従前の有効期限が3ヶ月の「短期被保険者証」に加え、平成22年11月より導入した有効期限が6ヶ月の「短期被保険者証」を活用し、更なる納付意識と収納率の向上を目指します。

(エ) 休日・夜間訪問指導及び夜間電話催告等の強化

保険収納課職員及び国民健康保険料等収納推進員による休日・夜間訪問指導及び夜間電話催告等を随時行い、強化を図ります。とりわけ、「納付誓約書」で確約した被保険者への納付誓約状況を管理し、誓約不履行世帯等に対して休日・夜間訪問指導及び夜間電話催告等に引き続き取り組みを行います。

イ 自主納付の推進

(ア) 「コンビニ収納システム」の推進

(イ) 口座振替の促進

「マルチペイメントネットワーク」を利用した口座振替手続きの簡略化についての検討や収納推進員の訪問による口座勧奨等を通じ、口座振替の促進に努めます。

ウ 滞納処分の必要性

滞納処分については、納付資力がありながら納付をしない者に対して、積極的

に財産調査を行い、行政上の強制徴収手続きを執行しています。滞納整理に関する幅広い専門知識及び豊富な経験に基づく高度な徴収技能を有する税務精通者（国税OB職員）を配置し、その指導のもと法令を遵守した強制徴収手続き等の滞納処分を適切に行い、国民健康保険の公平性の確保に努めます。

エ 啓発事業

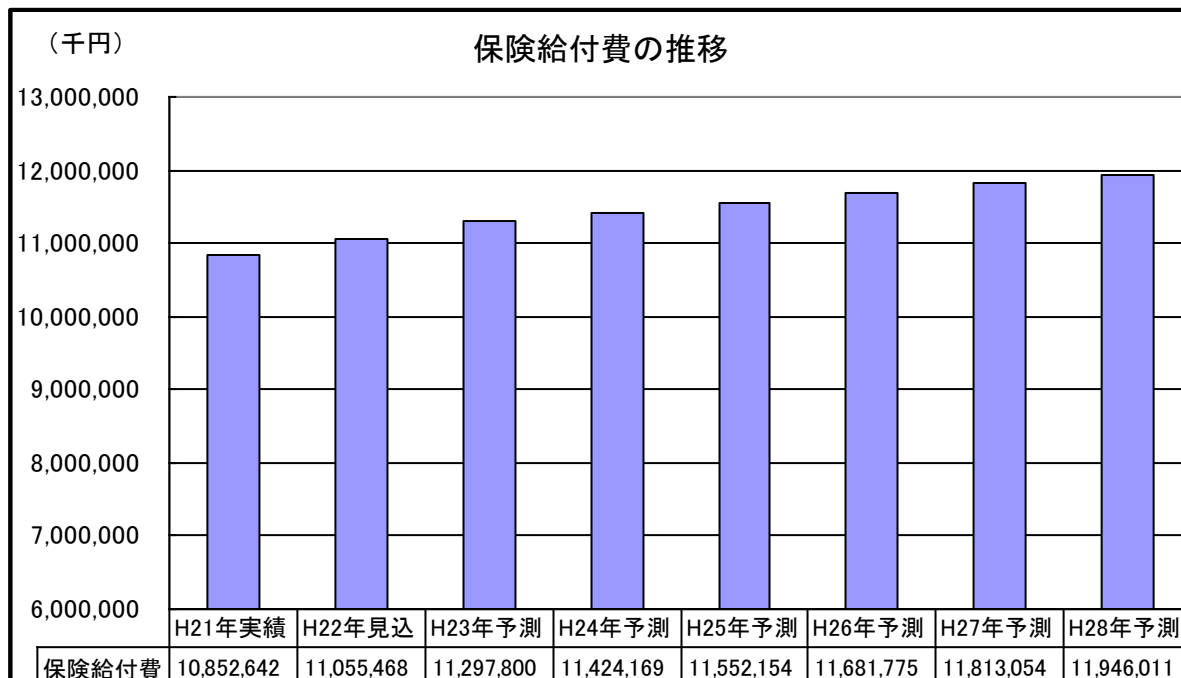
啓発事業については、医療機関等にて啓発ポスターを掲出、広報紙への掲載及びホームページで、国民健康保険料に関する情報提供及び収納に関する意識向上を図っており、今後一層充実させるべく取り組みを行います。

オ その他

居所不明者調査及び二重加入者対策の実施

3 歳出の抑制について

(1) 医療費の推移



(現 状)

急激な高齢化の進展を背景として高齢者の占める割合が高く、また医療の高度化に伴い医療費が年々増大し、財政の逼迫も進んでいます。65歳から74歳の「前期高齢者」の加入割合については、平成20年度で約28%、平成21年度で約29%ですが、医療給付費の保険者負担全体に占める割合は平成20年度で約45%、平成21年度で約52%となっています。

(今 後)

【医療費適正化の取組みの強化】

ア 「レセプト点検」の更なる充実

現在のレセプト点検に加え、下記(ア)～(ウ)の項目により充実強化を図ります。

(ア) 柔道整復療養費（柔整）レセプトと医科レセプトの突合

柔整レセプトと医科レセプトを突合し重複受診の疑いがある者についても全件に対し点検を行いレセプト抽出の上、柔整施術師や医療機関等に照会を引き続き実施する。

(イ) 交通事故等の第三者（加害者）行為

傷病届けを出していない傷病（第三者行為）疑いのある者についても全件に対し点検を行い、レセプト抽出の上、被保険者等に照会し適正な処理等を引き続き行います。

(ロ) 重複受診・頻回受診

医科レセプトの点検の結果、重複受診や頻回受診の該当者に対しては、調査指導を強化していきます。

イ 医療費分析

レセプト情報を用いた医療費分析を行い、疾病構造等を把握することにより医療費適正化に向けた取り組みを行っていきます。

ウ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）

ジェネリック医薬品の普及・啓発に関しては、差額通知の対象者の拡大や送付回数の増加など更なる事業拡大に努めます。

エ 柔道整復療養費の適正受診に係る啓発

柔道整復療養費の保険適用範囲の周知については、広報にて掲載しておりますが、広報以外にもホームページやパンフレット等を用いて周知の強化に努めます。

今後につきましても、年齢到達等による「後期高齢者医療制度」への移行や少子化等の影響により国民健康保険加入者は減少すると見込まれるものの、65歳以上の加入者割合については増加し、保険給付費全体も増加するものと見込まれますが、上記の取組みにより医療費適正化に努め、さらに強化を図ります。

(2) 特定健診・特定保健指導の推進

(現 状)

平成20年度から始まった特定健診は、国においては、平成24年度を目標年度として特定健診受診率65%・特定保健指導実施率45%・「メタボリックシンドローム」の該当者予備群の減少率10%の目標値を設定し、その達成状況で「後期高齢者支援金」の加算・減算に反映されるというペナルティ制度を課されているため、各保険者は目標値に向かって懸命な努力をしているところです。

平成20年度の特定健診受診率と特定保健指導実施率は次表①のとおりで、いずれも府内平均は上回ったものの、目標値には及んでいない状況です。なお、平成21年度につきましては、特定健診受診率は31.0%、特定保健指導実施率は10.2%になり、いずれも前年度より向上させる見込みであります。

また、特定保健指導の対象外の者に対しても、全体的な健康の底上げを行うために、相談会等を実施しています。

① 平成20年度実績値

単位：%

	特定健診受診率	特定保健指導実施率
全国市町村 国保	30.9	14.1
大阪府	24.7	7.6
門真市	25.3	8.3

② 門真市特定健診等実施計画による目標値

単位：%

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
特定健診 受診率	30.0	40.0	50.0	60.0	65.0
特定保健指導 実施率	20.0	25.0	35.0	45.0	45.0

(今 後)

国が定めている目標値に向かって「メタボリックシンドローム」該当者の減少と受診率等の向上を引き続き推進していく必要があります。

特定健診については、啓発ポスター、自治会回覧、広報紙及びホームページなどによる周知・啓発にあわせ、未受診者への受診勧奨も引き続き積極的に実施します。

また、受診率向上を目的として、平成21年度より地域に出向いて行う出張健診を実施しておりますが、さらに拠点の増設を検討します。

特定保健指導については、平成20年度より一部を外部委託、平成21年度より全部を外部委託にて実施し、特定保健指導の対象者で、申し込みの無かった者に対して、電話にて利用勧奨を行うなど、さらなる実施率のアップを図っていきます。

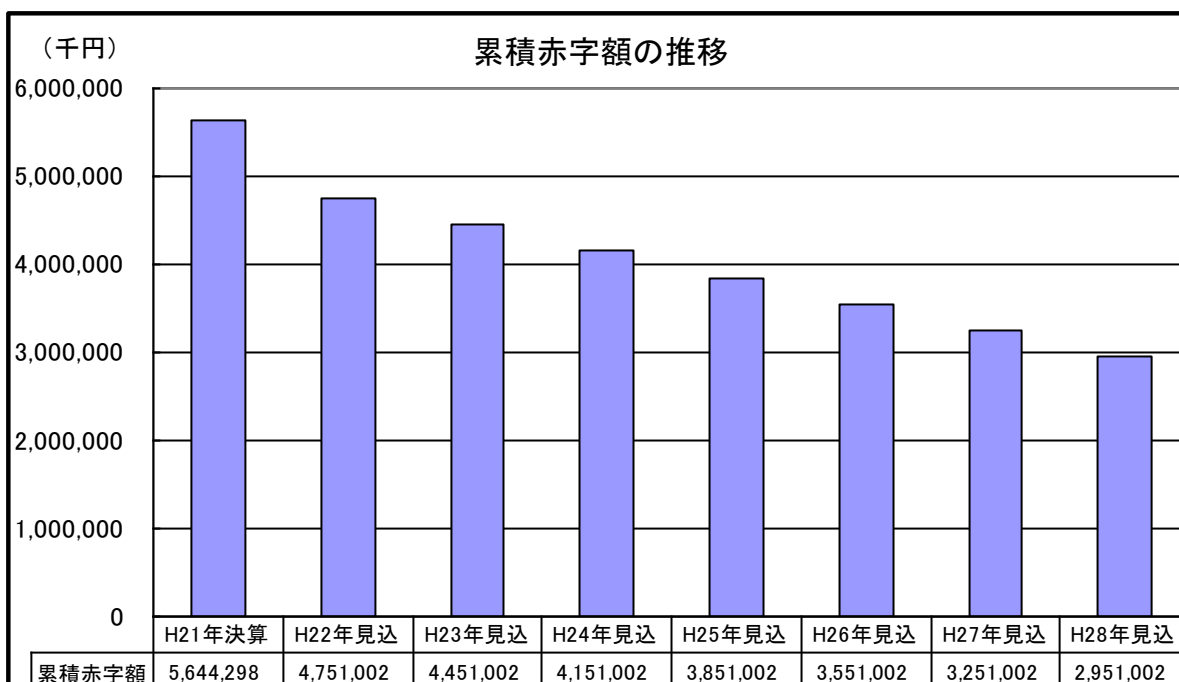
さらに、受診結果より検査数値の芳しくない者については、医療受診勧奨等の個別フォローを行い、早期発見・重症化予防を行うことで医療費の抑制にもつなげていきます。

第3 改善後の収支見込みについて

単位：百万円

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
歳入	16,568	16,792	16,894	17,063
(うち条例減免繰入金)	452	322	321	315
(うち赤字解消繰入金)	328	298	290	275
歳出	22,212	21,543	21,345	21,214
単年度収支	121	893	300	300
実質収支	▲5,644	▲4,751	▲4,451	▲4,151

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
歳入	17,238	17,415	17,595	17,777
(うち条例減免繰入金)	309	303	298	292
(うち赤字解消繰入金)	257	233	212	195
歳出	21,089	20,966	20,846	20,728
単年度収支	300	300	300	300
実質収支	▲3,851	▲3,551	▲3,251	▲2,951



低所得者等を多く抱える本市の国保事業においては、収納率の低迷のほか、医療技術の高度化等に伴い年々医療費が伸び続け、収支状況は逼迫しており、平成10年度から赤字運営となっています。

これらを打開して黒字に転換させるために、歳入の確保及び歳出の抑制事業を懸命に取り組んでいる状況の中、平成19年6月「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が制定され、平成20年度決算より市の全会計を連結した決算により財政状況が判断されることとなったものです。

本市においては、国保が抱える多大な赤字が要因で、早期健全化団体に陥るような状況を回避するため、平成20年3月に「収支改善計画」を策定し、さまざまな収納率向上対策や歳出の抑制事業を実施すること及び平成19年度より一般会計から保険事業対策繰入金(市条例減免分、赤字解消分)を投入し、単年度収支を黒字としてきたところであります。

その結果、平成20年度には収納率の80%台回復や国の「特別調整交付金のその他特別の事情がある場合」を9年振りに獲得し、また平成22年度においては、13年振りに国保単独で2億7千3百万円の単年度黒字となるなど、「収支改善計画」を上回る成果を挙げてきました。

今後につきましても、国保会計の健全化に向け、「収支改善計画」において、国保会計独自での単年度黒字化及び一般会計からの繰入金により毎年度3億円の黒字を確保し、本計画の最終年度である平成28年度には、累積赤字30億円を下回る収支改善を目指します。

なお、累積赤字を解消することにつきましては、国保会計単独では制度上困難な状況であること、又、国保の累積赤字は市の連結決算比率にも大きな影響があるため、一般会計の決算状況を見ながら保険事業対策繰入金の計画を上回る繰出しも視野に入れ、全庁をあげて累積赤字の解消を目指します。

本来、国保事業特別会計は独立会計であり、一般会計からの赤字解消繰入金による財政運営から一刻も早く脱却することが必要であります。本収支改善計画に基づき、計画性を持った事業展開を行うことにより、国保会計の健全化に向け邁進していきます。

■ 門真市国民健康保険事業特別会計収支改善計画

(第1次改訂版)

平成23年7月

門真市市民部保険年金課

保険収納課

〒571-8585大阪府門真市中町1番1号